

障害のある人の学校教育から雇用への 移行システムに関する一考察

小田 美季

Examining the Transition System for Persons with Disabilities: from Education to Employment

Miki Oda

Abstract: Germany and Japan ratified the ‘UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities’ in 2009 and 2014, respectively. An important theme of the disability policy is the employment of persons with disabilities.

This study clarifies the transition system from education of persons with disabilities to their employment in Japan and Germany. The focus is on the employment policy of persons with disabilities and the special needs education policy. First, the official documents of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) and the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) in Japan are analysed. Subsequently, a description of a federal initiative program and support system regarding the transition from school to training and employment in North Rhine-Westphalia is provided. Finally, one common point and several differences between Japan and Germany are specified.

Key Words: disability employment policy, special needs education policy, cooperation, comparative study of Japan and Germany

抄録: 日本とドイツは、インクルーシブ教育への対応や障害者雇用率の設定など教育と雇用の施策に類似点がある。また、日本は2014年に、ドイツは2009年に障害者権利条約に批准した。このような両国における障害のある若い人の働く機会の拡大にとって、現在は、学校教育と雇用の交差点での障害者権利条約を踏まえての検討が重要な時期といえる。

本稿では、まず、日本とドイツにおける障害のある人の学校教育から雇用への移行システムとその力点を明らかにすることを目的とした。その際、障害者雇用施策と特別支援教育施策に目を向けた。日本の場合は、厚生労働省と文部科学省の公文書や事業から動向を押さえた。ドイツに関しては、連邦制のため、教育及び雇用の実施は州ごとに特徴がある。そこで、障害者雇用に関する実績を上げている州を選び、障害のある生徒の学校から職業への移行业を分析した。その結果、両国の違いと共通点が導き出された。

キーワード: 障害者雇用施策、特別支援教育施策、連携、日独比較

はじめに

日本とドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）は、インクルーシブ教育への途上であることや障害者雇用制度の雇用率の設定など学校教育や障害者雇用での共通点がある。しかし、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）に関しては、以下のような時間的な差がある。

まず、日本は、2014年1月に国連の障害者権利条約に批准した。同年2月には、障害者権利条約は日本について効力を生じた。その後、日本政府は、2015年9月から12月にかけての内閣府障害者政策委員会の第1回政府報告書案審議や2016年1月から2月のパブリックコメントを経て、2016年6月末には、第1回政府報告を国連に提出した。現在は、この報告に対する国連障害者権利委員会の審査待機期間といえる。

一方、ドイツは、2009年2月に障害者権利条約に批准し、同年3月には、同条約がドイツ国内で効力を発生した。2011年9月には、ドイツ政府第1回報告を国連に提出した。そして、2015年3月下旬から4月の国連障害者権利委員会第13回国会期において、ドイツ政府の審査が行われた。現在は、その結果を受けた障害者政策実施の段階である。

以上が日本とドイツの障害者権利条約批准後の簡単な経緯である。本稿は、この経緯の前段階を含めた、つまり国連障害者権利条約採択後から現在までの期間における障害者権利条約第24条「教育」と第27条「労働及び雇用」の交差する部分に着目したものである。そして、本稿の目的は、日本とドイツにおいて、障害のある人が学校教育から労働及び雇用に移行していく際にどのようなシステムがあり、どこに力点が置かれているかを明らかにすることにある。このことにより、障害のある子どもたちが学校教育から職業を持つことへと移行していくためのシステムの改善への示唆を得ることができると考える。

I. 研究の目的・対象・方法

1. 目的

日本とドイツ、各国で、障害者雇用施策と特別教育支援施策が重なる領域の状況を分析し、その着目点を明らかにすることにより、障害者権利条約も踏まえた学校教育から職業を得る次の段階への移行システムについての課題と示唆を得ることを目的とする。

2. 対象・方法

日本に関しては、厚生労働省と文部科学省の動向を押える。具体的資料としては、厚生労働省と文部科学省から出された通達や通知¹⁾のうち、特に障害者雇用施策と特別支援教育施策のつながりが明確なものを取り上げる。さらに、各省の管轄事業内容の分析を通して、重点の置かれている項目について抽出する。

ドイツに関しては、連邦制のため、教育及び雇用に関することは州によって違いがある。具体的内容について押えるには、州レベルの状況について把握することが必要である。そこで、本稿では、障害者雇用の一形態であるインテグレーションプロジェクト²⁾に関して実績を上げ

ているノルトライン・ヴェストファーレン州に焦点をあてる。この州において取り組まれている障害のある子どもたちの「学校から職業への移行」事業の分析を通して、重点の置かれている項目について抽出する。

両国とも公文書、特に行政文書として公開されているものを本稿では分析対象としている。

II. 日本の状況

1. 厚生労働省

2006年12月に国連で障害者権利条約が採択された。その後の日本における障害者雇用に関する通達の流れは、次のように整理できる。

2007（平成19）年4月、各都道府県労働局長宛て厚生労働省職業安定局長通達「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」(平成19年4月2日付け職高発第0402003号、以下「19年通達」という。)が出された。この通達は、障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携の推進を図ることを目的としたものであった³⁾。

さらに、2013（平成25）年3月、各都道府県労働局長宛て厚生労働省職業安定局長通達「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」(平成25年3月29日付け職発0329第5号)が発出された。この通達は、19年通達に基づく取組みにより障害者雇用が拡大されてきたことを受けて、福祉・教育・医療から雇用への流れをより一層促進することを目的とした。なお、本通達をもって、19年通達は廃止された⁴⁾。

加えて、上記2013年の通達には、2014年3月に改正の通達（平成26年3月31日付け職発0331第8号）が出された⁵⁾。改正点のひとつとして、発達障害者（発達障害の疑いがある者含む。）等の就職支援に課題を抱えている高等学校や高等教育機関等の教職員に関する内容が加えられた。つまり、高等学校においても障害のある生徒が在籍していることから、特別支援学校だけではなく、高等学校との連携についても言及された。なお、発達障害者の働くことに関しては、2016年の「発達障害者支援法」の一部改正により、就労支援だけではなく、就労の定着のための支援についても重視され始めている。

2. 文部科学省

障害者権利条約が国連で採択されて以降に講じられた障害のある児童生徒の職業に関する教育施策のうち、本節では教育内容と障害者雇用に関連する内容に絞って見ていく。

(1) 教育内容

2009（平成21）年3月に特別支援学校学習指導要領が公示された⁶⁾。この特別支援学校学習指導要領改訂の基本的考え方の中に、「障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実」、「自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実」が含まれていた。具体的には、「一人一人に応じた指導の充実」に関する改善事項として、「学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生

徒に『個別的教育支援計画』⁷⁾を作成すること」の義務付けがなされた。また、「自立と社会参加に向けた職業教育の充実」の改善事項の中に、「地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ること」が規定された。

これら基本的考え方や改善事項から、「連携」「自立と社会参加」「職業教育」という障害のある生徒の将来に向けての雇用に関連するキーワードが浮かび上がる。なお現在、次期学習指導要領改訂に関しての審議が進んでおり、2016年度内に中央教育審議会としての答申が出される。その前段階の専門的検討が中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の特別支援教育部会で行われた。この報告は、2016年8月26日付け特別支援教育部会名で「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」として、文部科学省のウェブ上に公開されている⁸⁾。その中で、ワークキャリアのための実践の向上とともにライフキャリアの充実へも力点を置くことがキャリア教育の課題とみなされている。そのうえで、キャリア教育の改善・充実の方向性として、キャリア発達を支援する教育をキャリア教育と位置づけ、幼稚部、小・中学部、高等部と一貫したキャリア教育実施の重要性が打ち出されている⁹⁾。

(2) 障害者雇用に関連する内容

障害者の雇用に関連する文部科学省の通知は、2007（平成19）年4月2日付文部科学省初等中等教育局長通知「障害者福祉施策、特別支援教育施策及び障害者雇用施策の一層の連携の強化について」（平成19年4月2日付け19文科初第54号）¹⁰⁾がある。これは、既述した厚生労働省の19年通達に対応したもので、初等中等教育局長名で各都道府県及び指定都市教育委員会教育長、都道府県知事、附属特別支援学校を置く各国立大学長宛てに出された。この中で、障害のある生徒の就労を促進するには、教育委員会・学校と労働・福祉等の関係機関との一層の連携を図る取組みが重要であることが強調された。これに引き続き、同年4月17日付初等中等教育局特別支援教育課長通知「障害者福祉施策、特別支援教育施策及び障害者雇用施策の一層の連携に向けた具体的取組について」（平成19年4月17日付け19初特支第3号）¹¹⁾も出された。これは、厚生労働省から各都道府県労働局に同名の通知が出されたことを受けてのものである。厚生労働省の通知では、特別支援学校との連携を図る取組みとして、各公共職業安定所の特別支援学校の訪問による学校の就労支援の取組みやニーズの把握についても示されていた¹²⁾。

さらなる次の段階としては、2013年3月29日付初等中等教育局長通知「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」（平成25年3月29日付け24文科初第1369号）¹³⁾が各都道府県教育委員会教育長等に出された。これは、同日付同名の各都道府県労働局長宛て厚生労働省職業安定局長通達（平成25年3月29日付け職発第0329第5号）を各都道府県教育委員会等に周知するためのものであった。周知に関して、都道府県教育委員会においては所管の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「特別支援学校等」という。）や市町村教育委員会に、指定都市教育委員会においては所管の特別支援学校等に、都道府県知事においては所轄の特別支援学校等及び設置学校法人に、国立大学長においては附属特別支援学校等に実施していくことが指摘されている。それに加えて、労働関係機関との一層の連携の下に、障害のある生徒の就労に向けた職業教育や進路指導の充実を図ることも明示されている。

以上のように2007年段階の通知では、障害者雇用施策と特別支援教育施策の連携の強化が示された。それから6年後、2013年段階では、通知内容の指示だけではなく、都道府県労働局や公共職業安定所と特別支援学校等の連携体制の一層強化による障害のある生徒の職業教育の充実が打ち出されている。

3. 障害者雇用施策と特別支援教育施策の連携内容

上述したように、2013年の厚生労働省通達や文部科学省通知、及びその2014年の改正の中で、都道府県労働局や公共職業安定所と特別支援学校等の連携体制の一層の強化が強調されている。また、文部科学省は、2014年度実施事業として、「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業」を設けた。そこで、本節では、障害者雇用に関係する労働機関の中でも都道府県労働局・公共職業安定所が中心となった事業と特別支援学校等が中心となった事業を取り上げ、各々の事業での連携内容をみていく。

(1) 都道府県労働局・公共職業安定所

2013年度から開始された「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」¹⁴⁾は、障害者本人、就労支援機関、特別支援学校等の就労に対する不安や企業の障害者雇用に関する不安を解消し、障害者雇用を促進するために実施されている。この実施には、障害者本人やその保護者、就労支援機関・特別支援学校・医療機関の職員と企業との相互理解を深めることが重要であるという認識がある。

そのうえで、都道府県労働局による事業の実施には、2本柱が設けられている。ひとつは、一般雇用の理解促進を図る「企業就労理解促進事業」である。もうひとつは、職場実習の推進である。これら2本柱の内の第一の柱「企業就労理解促進事業」の内容の中で、特別支援学校関連の内容に関するものとして、以下のものが挙げられる¹⁵⁾。

- ・就労支援セミナー：特別支援学校の教職員や生徒及びその保護者を対象としたものであるが、必要に応じて、教育委員会の職員も対象となる。セミナーの内容としては、次のものが例示されている；①卒業後の進路、②企業での雇用の意義・メリット、③企業で働いている障害者、障害者を雇用する事業主からの体験談、④障害者雇用に関する支援制度の概要。
- ・事業所見学会：特別支援学校高等部の教職員、高等部1・2年生の生徒及びその保護者が対象となる。見学先企業の選定は、障害者の雇用経験を豊富に有するとともに障害者の雇用管理・作業指導に関するノウハウを有するものから行われる。その際、障害者の職場定着の実績がある企業が選ばれる。見学時の作業体験等は行われませんが、次の内容が含まれる；①障害者が働いている様子の見学、②働いている障害者や事業主の体験談や企業が求める能力についての話。

上記以外にも、公共職業安定所等の連携としては、2009（平成21）年3月の特別支援学校学習指導要領改訂に基づき、特別支援学校が「個別の教育支援計画」の作成をする際の連携協力がある。また、障害のある生徒は特別支援学校のほか高等学校にも在籍していることから、高等学校との連携にも留意が喚起されている¹⁶⁾。この点については、2014

年改正の通達により、「特別支援学校以外の教育機関との連携」として、高等学校及び大学と連携した就職支援に努めることが明示され、連携先の学校教育機関の拡大がみられる¹⁷⁾。

(2) 学校教育機関

文部科学省の2014年度事業として、「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業」¹⁸⁾が実施された。この事業の趣旨は、「発達障害を含め障害のある生徒の将来の自立と社会参加に向けた適切な指導」を行うことにあった。また、この事業自体は、「キャリア教育・就労支援等の充実事業」と「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」の2つの事業を包括したものであった。前者は高等学校段階の就労支援を充実するための研究、後者は高等学校における特別支援教育の実施に関する研究を内容とする。ここでは、学校から企業等の就職に向けての連携を含んだ前者に着目する。

「キャリア教育・就労支援等の充実事業」¹⁹⁾の背景には、特別支援学校高等部の就職率（2012年度25.0%）の一層の向上が必要であること、高等学校の発達障害の生徒への指導の充実が必要であることの2つの理由があった。この前者に対しては、「企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実」「早期からのキャリア教育等の推進（小・中・高等部の系統的なキャリア教育）」の必要性が認識されていた。また、後者に対しては、「特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改善・充実」に視点が置かれた。

この事業の中に含まれる「連携」の内容について抽出すると、次のように整理できる。

①モデル地域における取組み

就労支援ネットワーク会議の設置と就労支援体制の構築。このネットワーク構成員には、モデル校、モデル校設置者（教育委員会等）、労働・福祉等の関係機関（例：公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、特例子会社、就労移行支援事業所、都道府県・市町村の雇用または福祉担当部局担当者）が地域の実情に応じて考えられる。

取組みの例としては、教員や保護者が障害者を雇用する企業現場での実情を踏まえることができるための研修機会の設定、生徒の学習意欲の向上や学習成果の証明のための技能検定の開発実施（企業等との連携）がある。

②モデル校における取組み

この事業でのモデル校には特別支援学校高等部と高等学校の場合がある。

特別支援学校高等部の場合、企業等との連携、小・中学部との連携、家庭や寄宿舎等との連携といった3つの連携が例示されている。第1の連携は、現場実習等の就業体験の拡大、校内実習の改善や企業関係者を講師とした授業実施等を通じたキャリア教育・職業教育の改善充実を図る取組みである。そして、第2の連携は系統的なキャリア教育の推進をする取組みである。さらに、第3の連携は授業成果を日常生活でも活かすための取組みである。

高等学校の場合、特別支援学校からの支援を受けつつキャリア教育の充実を図るという取組みである。この主眼は、特別支援学校高等部のセンター的機能を活用しながら、発達障害のある生徒に対して指導の改善・充実を図ることにある。つまり、ここでは、特

別支援学校高等部と高等学校の連携に重きが置かれている。

以上のように、連携には、地域を中心としたネットワークの構築と学校自体を主体とした連携内容の明確化の2側面が含まれている。実際に連携をしていく際に、ポイントは連携にかかわる人である。そう考えると、学校内で従事する専門職の中心であり、生徒や保護者とのかわりの中心でもあるのは教員である。その教員たちの専門性の中に、学外及び学内の他の専門職との連携の視点を含めていくこと、その専門性が教員に内在化されていくことが今後重要といえる。

Ⅲ. ドイツの状況

1. 連邦労働社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales, 略称 BMAS)

インクルージョンは、障害者権利条約の中心理念である。連邦政府はインクルーシブな実社会に重きを置いている。しかし、一般労働市場での職を得ることができない障害者や企業での職業訓練の場をみつけることができない障害のある青少年が多くいる状況がある。

そこで、連邦労働社会省は、重度障害者の一般労働市場の職業生活への参加促進を目的とした施策として、「積極的なインクルージョン」(Initiative Inklusion)²⁰⁾という施策を立ち上げた。連邦労働社会省と各州の労働社会省との密接な協力のもとに2011年から2018年まで実施されている。これは、次項で述べる州レベルの施策にも関連がある。

この施策で重点が置かれている内容には、重度障害のある生徒への職業的可能性の包括的な情報提供や相談が含まれている。つまり、重度障害のある生徒の職業オリエンテーションに重きが置かれているといえる。

資金は、雇用納付金制度における調整金(雇用調整金、Ausgleichsabgabe)を財源とする基金(Ausgleichsfonds)から拠出される。重度障害のある生徒の職業オリエンテーションへ8千万ユーロが提供されている。この資金は、年間1万人の(特別支援教育の促進ニーズを伴う)重度障害のある生徒への職業オリエンテーションに用いられる。

2. ノルトライン・ヴェストファーレン州

ノルトライン・ヴェストファーレン州(Nordrhein-Westfalen、以下「NRW州」という。)では、すべての生徒を対象とした「学校から職業への移行」(Übergang von der Schule in den Beruf)と障害のある生徒を対象とした「学校から職業への移行」に関するプログラムを立ち上げている。

(1) すべての生徒を対象

すべての生徒を対象とした「学校から職業への移行」プログラムには、「接続なしの終了なし」(Kein Abschluss ohne Anschluss、略称:KAoA)というスローガンがある²¹⁾。それと、一人の子供も置き去りにしない、という主題のもと、すべての生徒が対象とされている。このプログラムは、青少年の職業選択及び進学選択の負担を軽減し、職業生活へ入ることをスムーズにするという目的を持った、学校から職業訓練、大学等での勉学、職業への一貫かつ効果的な移行

システムとして位置づけられている。プログラムは、次の4分野からなりたっている。あわせて、その要点についても抽出して整理したのが以下のものである²²⁾。

- ・分野Ⅰ「職業及び勉学のオリエンテーション」：第8学年から始まり、すべての学校種別で提供されるものである。生徒の可能性や能力の把握、職業関連能力の拡大、職場実習等が含まれる。魅力のある職場実習や職業訓練のために、企業の参与を求める。
- ・分野Ⅱ「移行システム」：中等教育第1段階終了時に次の進路へのスムーズな移行を図る。それは、上記分野Ⅰで、生徒が相談専門職や保護者と共に行う個別の職業あるいは進学へのオリエンテーション過程の成果ともいえる。
- ・分野Ⅲ「デュアルシステムの魅力」：将来に向けての成果が出る専門知識と実務の2重システムが組み合わされた職業専門教育を実施する。
- ・分野Ⅳ「地方自治体のコーディネート」：滑らかな移行の推進力としては地方自治体のコーディネートが中核にあり、関係者のネットワーク化が重視される。

上記には、「第8学年」とか「中等教育第1段階」の表現があるが、NRW州の学校教育システムは、基礎段階（第1－4学年）、中等教育第1段階（第5－10学年）、中等教育第2段階（第11－13学年）からなる²³⁾。つまり、この事業は中等教育第1段階の後半の時期に焦点が当てられている。同じ時期及び同様の4分野の内容を、障害のある生徒に向けて組み立てられているのが次項のプログラムである。

（2）障害のある生徒を対象

障害のある生徒の学校から職業への移行プログラムは、上述したすべての生徒を対象としたプログラムの考え方を踏まえたものである。スローガンは、「学校が働く世界（実社会）に合致する」（Schule trifft Arbeitswelt、略称STAR）である²⁴⁾。

この事業は、2009年12月、州内の2つの地方公共団体連合（Landschaftsverbände）とNRW州の労働・インテグレーション・社会省（Ministerium für Arbeit, Integration und Soziales、略称MAIS。以下「労働社会省」という。）が提出した州全体のモデルプロジェクトとして開始された²⁵⁾。第1期（2009年12月～2011年7月）には4モデル地域、第2期（2011年8月～2013年12月）には10モデル地域が指定された。2009年当初、（重度）障害のある青少年のインテグレーションのための事業として始まった。言い換えると、障害のある青少年の職業を得るチャンスを改善することを目指したモデルプロジェクトであった。それが、2012年、障害者権利条約の内容を州レベルで実施するためのNRW州政府の行動計画（Aktionsplan der Landesregierung）では、「労働や資格付与」分野の中で、地域ネットワークと移行システムに関する事業として位置づけられた²⁶⁾。

現在のプログラムは、障害のある若い人がより第一労働市場に職業的見通しを持てるためと進路選択のスムーズ化のために、州、2つの地方公共団体連合、連邦労働庁NRW州担当局が提携して実施されている。事業実施における機関の役割を以下に整理しておく。

- ・NRW州の労働社会省：事業実施のリーダーシップを取る。
- ・2つの地方公共団体連合：地方公共団体連合ラインランド（Landschaftsverband

Rheinland、略称 LVR、以下「LVR」という。)と地方公共団体連合ヴェストファーレン・リップペ(Landschaftsverband Westfalen-Lippe、略称 LWL、以下「LWL」という。)。事業実施の具体的参与に関しては、各地方公共団体連合の専門的部局である統合局(Integrationsamt)が役割を担っている。

- ・連邦労働庁 NRW 州担当局 (Regionaldirektion der Bundesagentur für Arbeit NRW) : 連邦労働庁の出先機関。
- ・NRW 州の文部省 (Ministerium für Schule und Weiterbildung、略称 MSW) : 学校教育やその他教育施策担当機関。

事業実施の財政面に関しては、第 1 期の 20 ヶ月 (2009 年 12 月～2011 年 7 月) に対して、州労働社会省はヨーロッパ社会基金 (Europäischer Sozialfonds: 略称 ESF) の資金 90 万ユーロを拠出した。同額を LVR と LWL とで分担した。その財源は、雇用調整金 (Ausgleichsabgabe) の資金から調達した²⁷⁾。なお、現在は、既述した連邦労働社会省 (BMAS) の「積極的なインクルージョン」 (Initiative Inklusion) から拠出された資金が、州全体へのプログラム拡大に貢献している²⁸⁾。

事業内容としては、障害のある青少年が第 8 学年 (日本の中学 2 年相当) からすでにケースマネージャーによる個別支援や相談の機会を得ることで、学校 (促進学校含む) から職業への成果のある移行のチャンスを高めることに主眼が置かれている。この専門的支援は、2 つの地方公共団体連合の LVR と LWL の委託に基づき、インテグレーション専門サービス (Integrationsfachdienste、略称 IFD) が実施している。また、生徒だけではなく、保護者に対しても中等教育第 1 段階終了時 3 年前の第 8 学年から終了学年の第 10 学年まで保護者会や個別面談を通しての情報提供がなされる。生徒自身は、知識の習得から現場体験までの学校での学習内容を踏まえ、自分自身の進路 (職業、進学等) について見通しを立てていく²⁹⁾。

以上の障害のある生徒が学校から職業に移行する際の具体的内容から、この事業のスローガン「学校が働く世界 (実社会) に合致する」に立ち戻る。すると、このスローガンには、学校が実社会の現実即した場となるという意味も込められている、と解釈できる。言い換えると、実社会の現実を踏まえた学校現場の実現が生徒たちの将来の見通しと現実感を伴った選択にも有益といえる。

IV. 考察

既述した内容から、日本とドイツの特徴について以下のように整理できる。

- ・日本 : 現在は、連携体制の構築と強化が強調されている。その際の、指示系統としては、厚生労働省から出先機関である労働関係機関 (労働局・公共職業安定所) へ、厚生労働省からの依頼に基づいた文部科学省から都道府県教育委員会等への周知、それを経た特別支援学校等への情報提供となる。国の出先機関と地方自治体の出先である学校教育現場の連携は動き始めている。その際、学校教育機関に所属する教職員や生徒・保護者への情報提供に重きが置かれている。

- ・ドイツ：日本と同様に連携が重視されている。州の地方分権が明確なため、プログラム自体の立案の責任は州の担当省が担うが、実施に関しては現場レベルの担当者が責務を負う。今回取り上げた NRW 州には LVR と LWL の 2 つの地方公共団体連合があり、障害のある人への担当局である統合局が実務レベルで動ける。また、そこと密接な関係のインテグレーション専門サービスも実務的に動きやすいという状況がある。

つまり、日本とドイツの共通点として、「連携」というキーワードが挙げられる。それでは、日本とドイツの力点の違いはどこにあるか。それは、障害のある生徒たちの職業に関する選択時期の重点の置き方にある。日本の場合は、特別支援学校高等部もしくは高等学校ということで、義務教育以降の段階でのプログラムが重視されている。それに対して、ドイツ（NRW 州）は、中等教育第 1 段階終了 3 年前から終了までということで、第 8 学年から 10 学年の段階（日本の中学 2 年から高校 1 年に相当）での移行システムの構築がなされていた。

この力点の違いについては、具体的実践例を取り上げていないため、実践現場の声（専門職や生徒・保護者）に基づく分析や選択時期とライフステージを結びつける考察にはいたっていない。これが今回の研究の限界である。

そこで、本研究の今後の課題としては、歴史的及び現状の具体的内容の深化が挙げられる。特に、本稿では、ドイツでの取組みに関しては、概要を押さえることにとどまっている。このことについては、今後、グッドプラクティスの分析等を通したさらなる実態の把握が必要である。それとともに、モデルプロジェクト段階から現在に至るまでの経過分析を通して、障害のある青少年への事業から障害の有無にかかわらない事業との関係性が認識されている事業への変化の背景と障害者権利条約との関係についての考察も必須といえる。

おわりに

今回のドイツの州レベルのプログラムは、第 8 学年から第 10 学年という日本の中学 2 年から高校 1 年の段階のものであった。しかし、その前の段階に当たる事例についても押さえることが、日本における特別支援学校小学部・中学部からのライフステージを視野に入れた支援を考える際には参考になる。ライフステージを視野に入れた支援は、教育支援のみではなく、福祉分野でも活用可能なことと考えている。

注・引用文献

- 1) 通達は、「各大臣、各委員会及び各庁の長官が、その所掌事務に関して所管の諸機関や職員に命令又は示達する形式の一種」である。それには、行政執行の方針に関するものが多くある。それに対して、通知は、「特定人又は不特定多数の人に対して特定の事項を知らせる行為」をいう（国立国会図書館（2016）訓令・通達・通知の調べ方, https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-619.php 2016 年 10 月 30 日検索）。
- 2) インテグレーションプロジェクトとは、ドイツの社会法典第 9 編に規定された一般労働市

場における障害のある者とない者が共に働く場である。法的規定とそのシステムについては次の論文にまとめた；小田美季（2014）ドイツにおけるインテグレーションプロジェクトの現状と課題，日本社会事業大学研究紀要第60集，pp.123-138.

- 3) 厚生労働省職業安定局長（2013）障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1334469.htm 2016年9月4日検索）.
- 4) 厚生労働省職業安定局長（2013）障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1334469.htm 2016年9月4日検索）.
- 5) 厚生労働省職業安定局長（2014）「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」の改正について（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1347813.htm 2016年10月10日検索）.
- 6) 文部科学省（2009）新しい高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領の公示について（文部科学大臣談話）（http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1251810.htm 2016年10月3日検索）. なお、特別支援学校学習指導要領改訂のポイントについては、次の資料に拠る；文部科学省（2011）特別支援学校学習指導要領等（ポイント、本文、解説等）（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1304429.htm 2016年10月3日検索）.
- 7) 「個別の教育支援計画」とは、「障害のある子供一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある子供たち一人一人について作成した支援計画」である。それに対して、「個別の指導計画」とは、「子供一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的に子供たちの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画」のことをいう（教育課程部会 特別支援教育部会（2016）特別支援教育部会における審議の取りまとめ，p.38（資料4），（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/sonota/1377132.htm 2016年10月29日検索）.
- 8) 教育課程部会 特別支援教育部会（2016）特別支援教育部会における審議の取りまとめ（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/sonota/1377132.htm 2016年10月29日検索）.
- 9) 教育課程部会 特別支援教育部会（2016）特別支援教育部会における審議の取りまとめ，p.50（同上 2016年10月29日検索）.
- 10) 文部科学省初等中等教育局長（2007）障害者福祉施策、特別支援教育施策及び障害者雇用施策の一層の連携の強化について（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1283704.htm 2016年10月10日検索）.
- 11) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長（2007）障害者福祉施策、特別支援教育施策及び障害者雇用施策の一層の連携に向けた具体的取組について（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1283710.htm 2016年10月10日検索）.

- 12) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長（2007）障害者福祉施策、特別支援教育施策及び障害者雇用施策の一層の連携に向けた具体的取組について（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1283710.htm 2016年10月10日検索）.
- 13) 文部科学省初等中等教育局長（2013）障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1334469.htm 2016年9月4日検索）.
- 14) 厚生労働省（2014）福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shisaku/local/index.html 2016年10月24日検索）.
- 15) 次の2つの通達の別紙から、特別支援学校関連を抽出した：①厚生労働省職業安定局長（2014）「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」の改正について（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1347813.htm 2016年10月10日検索），②厚生労働省職業安定局長（2013）障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1334469.htm 2016年9月4日検索）.
- 16) 厚生労働省職業安定局長（2013）障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1334469.htm 2016年9月4日検索）.
- 17) 厚生労働省職業安定局長（2014）「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」の改正について（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1347813.htm 2016年10月10日検索）.
- 18) 文部科学省（2014a）自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h26/1350403.htm 2016年10月30日検索）.
- 19) 文部科学省（2014b）キャリア教育・就労支援等の充実事業（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h26/1350407.htm 2016年10月30日検索）.
- 20) この施策については次の資料に拠る：BMAS（2016）Informationsblatt INITIATIVE INKLUSION.
- 21) Ministerium für Arbeit, Integration und Soziales NRW（2016）Kein Abschluss ohne Anschluss. Übergang Schule-Beruf in Nordrhein-Westfalen neu gestalten, S.8.
- 22) Ministerium für Arbeit, Integration und Soziales NRW（2016）Kein Abschluss ohne Anschluss. Übergang Schule-Beruf in Nordrhein-Westfalen neu gestalten, S.8-9.
- 23) MSW(2013) Schulformen（<https://www.schulministerium.nrw.de/docs/Schulsystem/Schulformen/index.html> 2016年10月30日検索）.
- 24) LWL-Integrationsamt Westfalen（2016）STAR-Schule trifft Arbeitswelt-zur Integration (schwer-)behinderter Jugendlicher（<http://www.lwl-integrationsamt.de/leistungen/star> 2016年9月5日検索）.
- 25) Ministerium für Arbeit, Integration und Soziales NRW（2012）Aktionsplan der

- Landesregierung, S.130.
- 26) Ministerium für Arbeit, Integration und Soziales NRW (2012) Aktionsplan der Landesregierung, S.130.
 - 27) LVR (2010) Modellprogramm STAR in Bonn gestartet: Bessere Berufschancen für Jugendliche mit Handicap (http://www.lvr.de/de/nav_main/derlvr/presse_1/pressemeldungen/presse_archiv/pressemeldung_5566.jsp 2016年9月5日検索).
 - 28) Ministerium für Arbeit, Integration und Soziales NRW (2012) Aktionsplan der Landesregierung, S.130.
 - 29) LWL u. LVR (2013) Starthilfe in das Berufsleben, S.4.